

# 消費生活 相談

## 「クレジットカード」のトラブルに注意！ 仕組みや支払い方法を理解してから、よく考えて利用しましょう

【問い合わせ】消費生活センター（産業政策課内 ☎287-0858）

クレジットカードはキャッシュレス決済が可能な便利なツールです。便利な反面、支払い方法を確認せずに使用すると想定外の手数料を請求されることや、利用明細を確認しないと支払残高が高額になっていることに気付かないことがあります。トラブルに遭わないためにも、使い過ぎには注意しましょう。



### 相談事例

- 【事例1】** 限度額いっぱい買い物をしたら、支払えなくなった。
- 【事例2】** リボ払いを選択したら、支払残高が高額になっていた。
- 【事例3】** ゲーム課金をしていたら、支払いが高額になってしまった。
- 【事例4】** 通信販売サイトの偽サイトにクレジットカード情報を入力してしまったため、自分のクレジットカードで商品を購入されてしまった。
- 【事例5】** もうけ話の契約で、事業者からクレジットカードを作るよう指示された。



### 被害に遭わないために…

- 【延滞に注意！】** 支払い計画を立てて利用しましょう。
- 【分割払い・リボ払いに注意！】** 手数料が発生する分割払いやリボ払いは、支払い方法や仕組みを理解してから利用しましょう。
- 【カードは適切に管理し、利用明細は必ず確認を！】** カードは絶対に他人に貸与しないでください。また、利用明細は必ず確認するようにしましょう。
- 【悪質事業者等に応じないで！】** もうけ話を持ちかけた上、「クレジットカードで支払えばよい」と言ってクレジットカードを作らせて支払わせるような悪質な事業者には、絶対に応じないでください。
- 【支払い管理をしっかり！】** 支払いを滞納すると個人信用情報機関に記録が残り、他のクレジットカード会社で作るときや、銀行等で自動車や住宅ローンを組むときに、審査に通らなくなる可能性があります。

不安を感じたときは、すぐに消費生活センターや消費者ホットライン（☎188）へご相談を！

## 国民年金 特例制度の利用と 免除申請について



**免除・納付猶予制度**▼保険料を納めることが困難な場合に、ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部が免除になる制度です。次のいずれかに該当する方は、特例免除を申請できます。

- ① 退職（失業等）により納付が困難な方：申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）した方で、申請を希望する場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写しをお持ちください。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方：収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方で、申請を希望する場合は、所得の申立書をお持ちください。

**学生の皆さんへ**▼申請により在学中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」が利用できます。申請を希望する方は、有効期限の記載のある学生証（写し）または在学証明書（原本）をお持ちください。なお、令和4年度においてこの制度により国民年金保険料納付を猶予されている方で、令和5年度も引き続き同じ学校へ在学予定の方には、はがき形式の学生納付特例申請書が送付されます。はがきでの申請の場合、学生証または在学証明書は添付不要です。

**過去の分の免除申請は**▼申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。※申請書等は、年金事務所、保険課医療保険担当窓口（役場行政棟1階）に備え付けてあるほか、日本年金機構ホームページからもダウンロードできます。

**産前産後期間の保険料免除**▼出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6か月前から手続きができます。

**申し込み・問い合わせ**▼水戸北年金事務所（☎231局2283）、保険課医療保険担当（☎282局1711 内線1133）

◎令和5年度の国民年金保険料の額は、1万6,520円/月です

役場および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできません。金融機関やコンビニエンスストア、スマホアプリを使用した電子決済をご利用ください。